

富士市公共工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理取扱要領

(令和7年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、富士市が発注する工事について、入札及び契約の透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、入札及び契約の過程に関する苦情処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、富士市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)のうち、予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)が200万円を超えるもので、次に掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札方式による工事
- (2) 公募型指名競争入札方式による工事
- (3) 前号に係るもの以外の指名競争入札方式(以下「通常指名競争入札方式」という。)による工事
- (4) 随意契約による工事

(非指名理由等の通知)

第3条 市長は、一般競争入札においては、入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、入札参加資格がないと認めた者に対して、入札参加資格がないと認めたこと及び入札参加資格がないと認めた理由(以下「欠格理由」という。)を書面により通知するものとする。

2 市長は、公募型指名競争入札においては、入札参加申込書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を書面により通知するものとする。

(苦情申立権者等)

第4条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般競争入札 入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、市長から欠格理由の通知を受けた者で、当該欠格理由に対して不服がある者は、市長に対して欠格理由についての説明を求めることができる。
- (2) 公募型指名競争入札 入札参加申込書を提出した者のうち、市長から非指名理由の通知を受けた者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。
- (3) 通常指名競争入札 当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。
- (4) 随意契約 当該契約と同一の工事種別に対応する建設工事の種類について建設業の許可を有する者(法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。)で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服があるものは、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

第5条 苦情の申立ては、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、苦情申立書(第1号様式)により市長に対して行うことができるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる苦情 入札参加資格確認通知をした日の翌日から起算して7日  
(富士市の休日を定める条例(平成2年富士市条例第31号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)
- (2) 前条第2号に掲げる苦情 非指名通知をした日の翌日から起算して5日  
(休日を含まない。)
- (3) 前条第3号に掲げる苦情 指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日  
(休日を含まない。)
- (4) 前条第4号に掲げる苦情 随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)

(苦情申立てへの回答)

第6条 市長は、苦情の申立てがあったときは、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に回答書(第2号様式)により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情申立ての却下)

第7条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとし、却下通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(苦情申立てについての教示)

第8条 市長は、入札及び契約の過程において、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項について教示しなければならない。

- (1) 一般競争入札方式 入札公告に第4条第1号に掲げる苦情申立てができる旨
- (2) 公募型指名競争入札方式 入札公告に第4条第2号に掲げる苦情申立てができる旨
- (3) 通常指名競争入札方式 第4条第3号に掲げる苦情申立てができる旨
- (4) 随意契約方式 第4条第4号に掲げる苦情申立てができる旨

(苦情処理結果の公表)

第9条 市長は、苦情申立てについて回答したときは、申立者の提出した苦情申立書及び回答書を富士市情報公開条例(平成14年富士市条例第30号。)の非公開情報に該当しない範囲内で閲覧により公表するものとする。

(再苦情の申立て)

第10条 第6条の回答書の送付を受けた者で、回答書による説明に不服があるものは、市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情申立ての方法)

第11条 再苦情の申立ては、市長から回答書を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に、再苦情申立書(第4号様式)により、市長に対して行うことができる。

2 再苦情の申立てがあったときは、市長は、速やかに富士市入札監視委員会(以下「委員会」

という。)に、審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第 12 条 市長は、再苦情の申立てをした者(以下「再苦情申立者」という。)に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日(休日を含まない。)以内に、その結果を再苦情に対する回答書(第 5 号様式)により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときはその旨と理由を、申立てが認められたときはその旨及び市長が講じようとする措置の概要を、再苦情の申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情申立ての却下)

第 13 条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後 7 日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下することができるものとし、却下通知書により通知するものとする。

(再苦情の申立てについての教示)

第 14 条 市長は、第 6 条の回答書に、再苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第 15 条 市長は、再苦情申立者に当該再苦情について回答したときには、当該再苦情申立者の提出した再苦情申立書及び回答書を富士市情報公開条例の非公開情報に該当しない範囲内で閲覧により公表するものとする。

(入札手続の執行)

第 16 条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札の執行を妨げない。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

## 苦 情 申 立 書

年 月 日

（宛先） 富士市長

苦情申立者

（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

富士市公共工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理取扱要領第 5 条の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

### 1 苦情申立者の住所、指名等

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

郵 便 番 号 \_\_\_\_\_

### 2 苦情申立ての対象工事名

### 3 不服のある事項

### 4 3 の主張の根拠となる事項

第 2 号様式（第 6 条関係）

## 回 答 書

第 年 月 日 号

様

富士市長

⑨

年 月 日付け苦情申立書について、下記のとおり回答します。

### 記

- 1 苦情申立ての対象工事名
- 2 不服の事項
- 3 2 の主張の根拠とされた事項
- 4 回答内容

第 3 号様式（第 7 条関係）

## 却 下 通 知 書

第 年 月 日 号

様

富士市長

⑨

年 月 日付け（再）苦情申立書については、下記のとおり却下しましたので通知します。

### 記

1 （再）苦情申立ての対象工事名

2 不服の事項

3 2 の主張の根拠とされた事項

4 却下理由

第4号様式（第11条関係）

## 再 苦 情 申 立 書

年 月 日

（宛先） 富士市長

再苦情申立者

（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

富士市公共工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理取扱要領第11条の規定により、次のとおり再苦情の申立てをします。

### 1 再苦情申立者の住所、氏名等

郵便番号 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

### 2 再苦情申立ての対象となる工事名

### 3 不服のある事項

### 4 3の主張の根拠となる事項

（注）苦情の申立てに対して市長が回答を行った書面の写しを添付すること。

第5号様式（第12条関係）

## 再 苦 情 に 対 す る 回 答 書

第 年 月 日 号

様

富士市長

㊟

年 月 日付け再苦情申立書について、下記のとおり回答します。

記

- 1 再苦情申立ての対象工事名
- 2 不服の事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 富士市入札監視委員会の審議結果
  - (1) 年 月 日の審議
  - (2) 結果
    - \*ア 申立てが認められなかったとき  
その旨と理由
    - イ 申立てが認められたとき  
その旨
- 5 市の措置
  - \* 申立てが認められたときに記載